

令和7年12月19日

提言書案及び意見書案の新旧対照表

- ## ○ 豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会提言書（案）

(傍線部分は修正部分)

1 はじめに

(中略)

豊かで美しく親しみのある海づくりの好循環の創出のためには、多様な生き物が暮らす海という自然環境に対して、人の手を加えながら保全していく取組や、海に親しみ楽しむ県民を増やすことで、海を支え、育む人材を確保する取組、多様な主体が連携するための社会環境を整備する取組、人と自然が共生しつつ、豊かな海の恵みを享受するための取組など、中長期的な視点で行政がしっかりと基盤を整え、持続可能な形で、自然、社会、経済のそれぞれの分野から着実に取組を実施することにより、海づくりを総合的に推進する必要がある。

(以下、略)

2 提言

(1) 順応的な自然環境への働きかけ

—生き物が暮らす観点での海洋環境保全の循環の構築—

(中略)

①生き物が暮らす観点でのめざすべき海洋環境の水準の設定と科学的な管理を行うためのモニタリング体制の整備

【提言】

○海の豊かな生態系を維持・確保する観点から、関係者との合意形成を図った上で、条例制定等の手法により、海域における望ましい水環境について、水質だけでなく生態系の豊かさの観点も含めた、県としてめざすべき基準を設定すること

○海の豊かな生態系を維持・確保する観点から、科学的に海洋環境を把握するため、水産研究所の機能強化等の体制整備を図り、これま

1 はじめに

(中略)

豊かで美しく楽しい海づくりの好循環の創出のためには、多様な生き物が暮らす海という自然環境に対して、人の手を加えながら保全していく取組や、海に親しみ楽しむ県民を増やすことで、海を支え、育む人材を確保する取組、多様な主体が連携するための社会環境を整備する取組、人と自然が共生しつつ、豊かな海の恵みを享受するための取組など、中長期的な視点で行政がしっかりと基盤を整え、持続可能な形で、自然、社会、経済のそれぞれの分野から着実に取組を実施することにより、海づくりを総合的に推進する必要がある。

(以下、略)

2 提言

(1) 人の手による順応的な自然環境への働きかけ

—生き物が暮らす観点での海洋環境保全の循環の構築—

(中略)

①生き物が暮らす観点でのめざすべき海洋環境の水準の設定と科学的な管理を行うためのモニタリング体制の整備

【提言】

○海の豊かな生態系を確保する観点から、関係者との合意形成を図った上で、条例制定等の手法により、海域における望ましい水環境について、水質だけでなく生物の豊かさの観点も含めた、県としてめざすべき基準を設定すること

○生物の豊かさの観点から、科学的に海洋環境を把握するため、水産研究所の機能強化等の体制整備を図り、これまでの水質に係る調査

での水質に係る調査に加えて、水生生物の生息状況などのモニタリングも実施すること

(背景)

将来にわたって海の恵みを享受し続けられるよう、豊かな生態系を維持・確保する観点から、漁業者の感覚を評価に反映し、漁業生産量が十分に確保できていた時期も参考にしつつ、望ましい水環境の姿について合意形成を図った上で、県としてめざすべき海洋環境の水準を、水質だけでなく生態系の豊かさの観点も含めて設定し、水質に加えて生物の豊かさの観点も含めたモニタリングを実施することが重要である。

また、設定した水準に基づく順応的管理の推進や、水準自体の柔軟な見直しを行うためには、各種の取組や気候変動等の地球環境の変化が、海洋環境や生態系にどのように影響を及ぼしているのかを科学的に把握する必要があり、調査研究を行う体制の強化が不可欠となる。

に加えて、水生生物の生息状況などのモニタリングも実施すること

(背景)

将来にわたって海の恵みを享受し続けられるよう、豊かな生態系を確保する観点から、漁業者の感覚を評価に反映し、漁業生産量が十分に確保できていた時期も参考にしつつ、望ましい水環境の姿について合意形成を図った上で、県としてめざすべき海洋環境の水準を、水質だけでなく生物の豊かさの観点も含めて設定し、水質に加えて生物の豊かさの観点も含めたモニタリングを実施することが重要である。

また、設定した水準に基づく順応的管理の推進や、水準自体の柔軟な見直しを行うためには、各種の取組や気候変動等の地球環境の変化が、海洋環境や生態系にどのように影響を及ぼしているのかを科学的に把握する必要があり、調査研究を行う体制の強化が不可欠となる。

②順応的な海域の栄養塩類管理の推進

(中略)

②順応的な海域の栄養塩類管理の推進

(中略)

(背景)

伊勢湾の水質のあり方については、これまでも、陸域からの負荷について、削減一辺倒からきめ細かな水環境管理へ移行してきたところであるが、栄養塩類の不足等による水産資源への影響が生じている現状も踏まえ、めざすべき海洋環境の水準となるよう、森・里・川・海のつながりも踏まえて、生活系、産業系それぞれの分野の排水に係る事業者による新たな栄養塩類増加措置も検討しつつ、人為的にできる取組を積極的に、かつ、継続して実施していくことが必要である。

また、伊勢湾以外の海域においても、伊勢湾と同様の課題が生じていないか等を調査し、状況に応じて取組を実施する必要がある。

(中略)

④漁場改善に向けた河川や沿岸部における健全な水循環の維持・回復の推進

【提言】

- 漁場改善に向けて、浚渫や海底耕耘等の必要性を検討すること
- 河川整備にあたっては、設計の段階から多自然川づくりの考え方を踏まえて取組を進めるとともに、グリーンインフラを導入した流域治水を積極的に推進するため、様々な機関と連携し、必要に応じて技術的支援を行うこと

(中略)

(背景)

伊勢湾の水質のあり方については、これまでも、陸域からの負荷について、削減一辺倒からきめ細かな水環境管理へ移行してきたところであるが、栄養塩類の不足等による水産資源への影響が生じている現状も踏まえ、めざすべき海洋環境の水準となるよう、森・里・川・海のつながりも踏まえて、人為的にできる取組を積極的に、かつ、継続して実施していくことが必要である。

また、伊勢湾以外の海域においても、伊勢湾と同様の課題が生じていないか等を調査し、状況に応じて取組を実施する必要がある。

(中略)

④漁場改善に向けた河川や沿岸部における健全な水循環の維持・回復の推進

【提言】

- 漁場改善に向けて、浚渫や海底耕耘等の必要性を検討すること
- 河川整備にあたっては、設計の段階から多自然川づくりの考え方を踏まえて取組を進めるとともに、グリーンインフラを導入した流域治水を積極的に推進するため、様々な機関の協力を促す財政的支援の制度を検討すること

(中略)

(背景)

海域がきれいになっているにもかかわらず、貧酸素水塊は現在も発生しているが、沿岸部の流況の改善が解決策となる可能性があり、河川や沿岸部における健全な水循環の維持・回復に向けて取組を進める必要があると考えられる。

このため、漁法の変化がもたらす影響も含めて海の底質環境を把握し、浚渫や海底耕耘等の必要性を検討しながら、漁場改善の取組を進めることが重要である。

(以下、略)

(以下、略)

(2) 多様な主体の参加と連携の促進

—地域に根付き、海を守り、育む人材確保の循環の構築—

(中略)

①豊かで美しく親しみのある海づくりを行うための県全体での気運の醸成

【提言】

○第44回全国豊かな海づくり大会の開催により高まった気運を生かし、多様な主体による、豊かで美しく親しみのある海づくりを推進するための県全体での気運醸成に取り組むこと

(中略)

(背景)

海域がきれいになっているにもかかわらず、貧酸素水塊は現在も発生しているが、沿岸部の流況の改善が解決策となる可能性があり、河川や沿岸部における健全な水循環の維持・回復に向けて取組を進める必要があると考えられる。

このため、海の底質環境を把握し、浚渫や海底耕耘等の必要性を検討しながら、漁場改善の取組を進めることが重要である。

(以下、略)

(以下、略)

(2) 多様な主体の参加と連携の促進

—地域に根付き、海を守り、育む人材確保の循環の構築—

(中略)

①豊かで美しく楽しい海づくりを行うための県全体での気運の醸成

【提言】

○第44回全国豊かな海づくり大会の開催により高まった気運を生かし、多様な主体による、豊かで美しく楽しい海づくりを推進するための県全体での気運醸成に取り組むこと

(中略)

(背景)

漁業の担い手が減少するなど、人と海との関係が希薄化する中、県民の共通の財産である海を守り育んでいくため、多様な主体の参画を促進し、公民連携で、県民総参加の豊かで美しく親しみのある海づくりの運動を展開することで、海や漁業への理解と関心を深め、暮らしやすい漁村づくり等に取り組むことで、将来に向けて、人と海との関係を再構築していくことが重要である。

(以下、略)

(以下、略)

(3) 人と自然が共生した地域資源の利活用の促進

—地域のにぎわいや所得と雇用、関係人口を生み出す循環の構築—

(中略)

このため、水産物の安定的な供給に向けては、漁船漁業、養殖業のそれぞれの分野において、県内各地域の特性も踏まえて、産業としての成長を促進するための環境整備に取り組み、また、的確な水産資源管理を推進することで、競争力のある持続可能な水産業の振興に取り組むことが必要である。

(中略)

(背景)

漁業の担い手が減少するなど、人と海との関係が希薄化する中、県民の共通の財産である海を守り育んでいくため、多様な主体の参画を促進し、公民連携で、県民総参加の豊かで美しく楽しい海づくりの運動を展開することで、海や漁業への理解と関心を深め、暮らしやすい漁村づくり等に取り組むことで、将来に向けて、人と海との関係を再構築していくことが重要である。

(以下、略)

(以下、略)

(3) 人と自然が共生した地域資源の利活用の促進

—地域のにぎわいや所得と雇用、関係人口を生み出す循環の構築—

(中略)

このため、水産物の安定的な供給に向けては、漁船漁業、養殖業のそれぞれの分野において、産業としての成長を促進するための環境整備に取り組み、また、的確な水産資源管理を推進することで、競争力のある持続可能な水産業の振興に取り組むことが必要である。

(中略)

①産業としての成長を促進し、競争力のある水産業を実現するための環境整備

【提言】

○黒潮大蛇行の終息による海洋環境の変化を的確に把握し、即座に漁業者への効果的な支援ができる体制を構築すること

○漁業者が安定的かつ効率的に養殖水産物の供給ができるよう、高水温化など、海洋環境の変化や地域特性に適応した養殖技術の高度化に向けた研究を充実・強化すること

○競争力を高め、水産資源管理を行いつつ収益性を確保できるよう、水産資源のブランド化を支援するとともに、海洋環境の変化に適応する観点も含めて、地域の実態に合わせた未利用・低利用の水産物の利用促進を図ること

○各地域における特性も踏まえた県産水産物の消費拡大の取組を推進すること

○漁業の効率化や生産力拡大のため、I C T 観測機器の配備等により、漁業者が海洋環境に係る情報を取得するための支援を行うとともに、魚礁の増設について検討すること

○漁業者の生業を守り、漁業従事者の確保や経営の安定化を図るために、災害により被害を受けた時や長期にわたる不漁の時における漁業設備への投資や維持に係る経済的負担を軽減する方策について検討すること

(中略)

②的確な水産資源管理を通じた持続可能な水産業の振興

【提言】

○水産資源の維持・増大に向けて、各地域の特性も踏まえた水産業の振興につながる種苗の生産・放流について調査研究を進めること

(以下、略)

①産業としての成長を促進し、競争力のある水産業を実現するための環境整備

【提言】

○黒潮大蛇行の終息による海洋環境の変化を的確に把握し、即座に漁業者への効果的な支援ができる体制を構築すること

○漁業者が安定的かつ効率的に養殖水産物の供給ができるよう、高水温化など、海洋環境の変化に適応するための養殖技術の高度化に向けた研究を充実・強化すること

○競争力を高め、水産資源管理を行いつつ収益性を確保できるよう、水産資源のブランド化を支援するとともに、海洋環境の変化に適応する観点も含めて、地域の実態に合わせた未利用・低利用の水産物の利用促進を図ること

○漁業の効率化や生産力拡大のため、I C T 観測機器の配備等により、漁業者が海洋環境に係る情報を取得するための支援を行うとともに、魚礁の増設について検討すること

○漁業者の生業を守り、漁業従事者の確保や経営の安定化を図るために、長期にわたる不漁の時における漁業設備への投資や維持に係る経済的負担を軽減する方策について検討すること

(中略)

②的確な水産資源管理を通じた持続可能な水産業の振興

【提言】

○水産資源の維持・増大に向けて、各地域の特性も踏まえた多様な魚種の種苗の生産・放流について調査研究を進めること

(以下、略)

○ 豊かで美しく親しみのある海づくりの推進を求める意見書案

(傍線部分は修正部分)

修正案	令和7年12月17日委員会時点
<p>豊かで美しく<u>親しみのある</u>海づくりの推進を求める意見書案</p> <p>四面を海に囲まれている我が国では、多種多様な水産物に恵まれていてことから、日々の生活、観光等、様々な形で豊かな海の恵みを享受している。そのため、経済社会の存立及び成長の基盤として、国民共通の財産である海を生かしていくことは、豊かで潤いのある国民生活に不可欠である。</p> <p>一方で、近年、漁業従事者の減少及び高齢化、気候変動による海洋環境の変化、水産資源の減少等、我が国における海を取り巻く環境は、年々厳しさが増している。</p> <p>このような中、豊かで美しく<u>親しみのある</u>海づくりの好循環の創出のためには、多様な生き物が暮らす海という自然環境に対して、人の手を加えながら保全していく取組、海に親しみ楽しむ国民を増やすことで、海を支え、育む人材を確保する取組、多様な主体が連携するための社会環境を整備する取組、人と自然が共生しつつ、豊かな海の恵みを享受するための取組等、中長期的な視点で行政がしっかりと基盤を整えるとともに、持続可能な形で、自然、社会及び経済のそれぞれの分野から着実に取組を実施することにより、海づくりを総合的に推進する必要がある。</p> <p>よって、本県議会は、豊かで美しく<u>親しみのある</u>海づくりを推進するため、国に対し、下記の事項を実施するよう強く求める。</p> <p>記</p> <p>1 各海域の環境基準の設定に当たっては、漁業者等が実感する地域の実情を踏まえた検討を着実に進め、また、各地域において、<u>生態系</u>の</p>	<p>豊かで美しく<u>楽しい</u>海づくりの推進を求める意見書案</p> <p>四面を海に囲まれている我が国では、多種多様な水産物に恵まれていてことから、日々の生活、観光等、様々な形で豊かな海の恵みを享受している。そのため、経済社会の存立及び成長の基盤として、国民共通の財産である海を生かしていくことは、豊かで潤いのある国民生活に不可欠である。</p> <p>一方で、近年、漁業従事者の減少及び高齢化、気候変動による海洋環境の変化、水産資源の減少等、我が国における海を取り巻く環境は、年々厳しさが増している。</p> <p>このような中、豊かで美しく<u>楽しい</u>海づくりの好循環の創出のためには、多様な生き物が暮らす海という自然環境に対して、人の手を加えながら保全していく取組、海に親しみ楽しむ国民を増やすことで、海を支え、育む人材を確保する取組、多様な主体が連携するための社会環境を整備する取組、人と自然が共生しつつ、豊かな海の恵みを享受するための取組等、中長期的な視点で行政がしっかりと基盤を整えるとともに、持続可能な形で、自然、社会及び経済のそれぞれの分野から着実に取組を実施することにより、海づくりを総合的に推進する必要がある。</p> <p>よって、本県議会は、豊かで美しく<u>楽しい</u>海づくりを推進するため、国に対し、下記の事項を実施するよう強く求める。</p> <p>記</p> <p>1 各海域の環境基準の設定に当たっては、漁業者等が実感する地域の実情を踏まえた検討を着実に進め、また、各地域において、<u>生物</u>の豊</p>

豊かさの観点からも適切に水環境に係る評価を行うことができるよう、モデルとなる指標及びモニタリング手法を確立するとともに、望ましい水環境の水準の設定及びモニタリングへの支援を行うこと。

2 現在検討を進めている水質汚濁防止法に係る「総量管理制度」については、栄養塩類増加措置の実施者に対して総量規制基準の適用を除外することができる制度にするとともに、地域において行うモニタリングの状況等に応じて栄養塩類管理計画の改定を柔軟に行えるよう制度を設計するなど、順応的管理の取組への支援を行うこと。

3 海域における豊かな生態系の維持及び確保並びに水産資源の持続的な利用の観点から、効果的に下水処理水中の栄養塩類の濃度を増減させることができるよう、水環境法令における汚濁負荷の管理に係る考え方の変化も踏まえて放流水質の柔軟な設定を可能とする制度を検討するなど、下水処理場の能動的運転管理の支援を行うこと。

4 海域における生物の豊かさに影響を与える要因である栄養塩類の不足、赤潮及び貧酸素水塊等が海域において生じる生態系のメカニズムについて調査及び研究を進め、漁業被害を軽減するための技術開発を推進するとともに、地域で実施される栄養塩類供給の取組、流況改善及び底質改善の取組等への財政的及び技術的支援を行うこと。

5 藻場は水生生物の生活及び繁殖の基盤となることから、高水温及び食害への対策等の藻場再生に係る技術について調査及び研究を推進するとともに、各地域で行われる藻場再生の新たな技術の実証等の取組への支援を行うこと。

6 ブルーカーボン活用の取組を促進するため、藻類の養殖等の取組への支援を行うとともに、クレジット取引を促進するための支援を行うこと。

かさの観点からも適切に水環境に係る評価を行うよう、モデルとなる指標及びモニタリング手法を確立するとともに、望ましい水環境の水準の設定及びモニタリングへの支援を行うこと。

2 現在検討を進めている水質汚濁防止法に係る「総量管理制度」については、栄養塩類増加措置の実施者に対して総量規制基準の適用を除外することができる制度にするとともに、地域において行うモニタリングの状況等に応じて栄養塩類管理計画の改定を柔軟に行えるよう制度を設計するなど、順応的管理の取組への支援を行うこと。

(新設)

3 海域における生物の豊かさに影響を与える要因である栄養塩類の不足、赤潮及び貧酸素水塊等が海域において生じる生態系のメカニズムについて調査及び研究を進め、漁業被害を軽減するための技術開発を推進するとともに、地域で実施される栄養塩類供給の取組、流況改善及び底質改善の取組等への財政的及び技術的支援を行うこと。

4 藻場は水生生物の生活・繁殖の基盤となることから、高水温及び食害への対策等の藻場再生に係る技術について調査及び研究を推進するとともに、各地域で行われる藻場再生の新たな技術の実証等の取組への支援を行うこと。

5 ブルーカーボン活用の取組を促進するため、藻類の養殖等の取組への支援を行うとともに、クレジット取引を促進するための支援を行うこと。

7 自治体における多自然川づくりの推進及びグリーンインフラを導入した流域治水の推進のための財政的及び技術的支援を行うこと。

8 海の豊かさへの配慮も含めて、地下水及び河川環境を総合的にマネジメントする観点から、漁場にとって必要な土砂移動が確保される総合土砂管理の取組及び漁場改善のための海底湧水の保全の取組について調査及び研究を推進すること。

9 漁場改善に向けた河川及び沿岸部における健全な水循環の維持及び回復に係る取組として、基盤情報となる河川及び沿岸部における流況や水質、水温、海底湧水の状況等を的確に把握し、海底湧水を保全する取組への支援等の必要な対策を講じる仕組みを構築すること。

10 国内で行われる海づくりに関する情報共有及び連携の強化につながるよう、海づくりに関するネットワークを充実させるとともに、当該ネットワークへの支援を行うこと。

11 海を取り巻く様々な観点から総合的に対策を推進するため、府省庁間の連携体制を強化すること。

12 国民の海洋についての理解及び関心を深め、自然観、郷土愛及び定住志向を醸成する観点から、学校教育及び社会教育における海洋に関する教育を推進するとともに、地域において、実際に海に触れ合う機会を増やすために取り組まれる教育プログラムの開発並びにその担い手となる人材の確保及び育成の取組への支援を行うこと。

13 常に変動する海洋環境の変化への対応力を高める観点から、水温変化への適応等の高度な養殖技術の開発等を推進するとともに、漁業者が海洋環境に係る情報を取得するためのＩＣＴ観測機器の配備等に係る財政的支援を行うこと。

(新設)

6 海の豊かさへの配慮も含めて、地下水及び河川環境を総合的にマネジメントする観点から、漁場にとって必要な土砂移動が確保される総合土砂管理の取組及び漁場改善のための海底湧水の保全の取組について調査及び研究を推進すること。

7 漁場改善に向けた河川及び沿岸部における健全な水循環の維持及び回復に係る取組として、基盤情報となる河川及び沿岸部における流況や水質、水温、海底湧水の状況等を的確に把握し、グリーンインフラ技術の積極的な導入及び海底湧水を保全する取組への支援等の必要な対策を講じる仕組みを構築すること。

8 国内で行われる海づくりに関する情報共有及び連携の強化につながるよう、海づくりに関するネットワークを充実させるとともに、当該ネットワークへの支援を行うこと。

9 海を取り巻く様々な観点から総合的に対策を推進するため、府省庁間の連携体制を強化すること。

10 国民の海洋についての理解と関心を深め、自然観、郷土愛及び定住志向を醸成する観点から、学校教育及び社会教育における海洋に関する教育を推進するとともに、地域において、実際に海に触れ合う機会を増やすために取り組まれる教育プログラムの開発並びにその担い手となる人材の確保及び育成の取組への支援を行うこと。

11 常に変動する海洋環境の変化への対応力を高める観点から、水温変化への適応等の高度な養殖技術の開発等を推進するとともに、漁業者が海洋環境に係る情報を取得するためのＩＣＴ観測機器の配備等に係る財政的支援を行うこと。

14 漁業者の生業を守り、漁業従事者の確保や経営の安定化を図るために、災害により被害を受けた時又は長期にわたる不漁の時における漁業設備への投資及び維持に係る経済的負担を軽減する方策について検討すること。

15 豊かな海づくりに資する種苗生産及び放流技術の開発を推進すること。

16 漁港及び漁村における交流を推進し、漁業と観光業の分野間の連携を強化するための取組を行うとともに、水産物の消費増進、交流の促進等に資する施設の整備、既存施設への海業機能の付加等、海業推進に向けた漁港の有効活用のための環境整備に係る財政的支援を行うこと。

17 地方誘客を促進する観点から、海又は漁村を活用した観光プログラムの開発、プロモーションの促進等への支援、並びに、地域におけるクルーズ船の誘致促進のためのプロモーション及び寄港地を起点とした観光消費の促進の取組への支援を行うとともに、誘致できる船舶の種類を多様化できるよう、寄港地の受入環境整備への支援を行うこと。

(以下、略)

12 漁業者の生業を守り、漁業従事者の確保や経営の安定化を図るために、長期にわたる不漁の時における漁業設備への投資及び維持に係る経済的負担を軽減する方策について検討すること。

13 豊かな海づくりに資する種苗生産及び放流技術の開発を推進すること。

14 漁港及び漁村における交流を推進し、漁業と観光業の分野間の連携を強化するための取組を行うとともに、水産物の消費増進、交流の促進等に資する施設の整備、既存施設への海業機能の付加等、海業推進に向けた漁港の有効活用のための環境整備に係る財政的支援を行うこと。

15 地方誘客を促進する観点から、海又は漁村を活用した観光プログラムの開発、プロモーションの促進等への支援、並びに、地域におけるクルーズ船の誘致促進のためのプロモーション及び寄港地を起点とした観光消費の促進の取組への支援を行うとともに、誘致できる船舶の種類を多様化できるよう、寄港地の受入環境整備への支援を行うこと。

(以下、略)